

# 静岡県国保会館及び別館清掃管理業務仕様書

## 1 業務名

静岡県国保会館及び別館清掃管理業務

## 2 業務場所

静岡市葵区春日2丁目4番34号：静岡県国保会館（以下「本館」という）

静岡市葵区春日2丁目1番27号：静岡県国保会館別館（以下「別館」という）

## 3 業務契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### （1）日常清掃

#### ① 作業日

毎週火・金曜日（祝・休日及び12月29日から1月3日を除く）

※ 静岡市可燃ゴミ収集曜日が変更になった場合は別途協議

#### ② 作業時間

午前8時から正午の間で作業完了までとする。

#### ③ 作業従事者

2名以上

#### ④ 作業場所

別紙「静岡県国保会館及び別館清掃管理業務内訳表」（以下「内訳表」という）のとおり

#### ⑤ 作業内容

##### 床面清掃

- ・Pタイル、帯電防止タイル、長尺シートは、ほうきで掃き（吸塵も可）、モップで拭き上げをする。
- ・カーペットは、吸塵し、シミを適正洗剤で取り除く。
- ・コンクリート、タイル敷は、ほうきで土砂等を掃き、適宜流水にてデッキブラシ洗いをする。
- ・マットは、ほうきで掃く。（吸塵も可）

##### ドア・手摺り等清掃

- ・ぬれ拭き、もしくは乾拭き、木部は雑巾がけし、適宜洗剤等により拭き上げる。

##### 鏡・金属部清掃

- ・ぬれ拭き、もしくは乾拭きし、適宜洗剤により拭き上げる。

### 便器・手洗器清掃

- ・洗浄し、拭き上げる。

### エアタオル清掃

- ・水受けトレイ内の水の廃棄。
- ・本体をぬれ拭き、もしくは乾拭きし拭き上げる。

### 汚物処理

- ・内容物を廃棄し、容器を洗浄する。

### 塵芥搬出処理

- ・午前8時30分までに所定の場所に搬出する。

### トイレ消耗品の補充

- ・静岡県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という）が用意するトイレットペーパー、水石鹼等を補充する。

### 本会敷地内ごみの有無の確認及び回収

- ・本会敷地内にごみが落ちていないか確認する。
- ・落ちていたら回収し廃棄する。

## （2）月次清掃業務

### ① 作業日

毎月第2・4土曜日 ※第2土曜日については、床面清掃のみ実施  
※本会の行事等により、変更になる場合は別途協議

### ② 作業時間

午前8時30分から正午の間で作業完了までとする。

### ③ 作業場所

別紙「内訳表」のとおり

### ④ 作業従事者

2名以上

### ⑤ 作業内容

#### 床面清掃

- ・Pタイル、帯電防止タイル、長尺シートは、ほうきで掃き（吸塵も可）、モップで拭き上げをする。
- ・カーペットは吸塵し、シミを適正洗剤で取り除く。

#### トイレ床洗浄

- ・洗剤を用いてトイレの床を洗浄する。

#### マット及びモップ交換

- ・マット及びモップの交換を行う。

### 厚生室清掃

- ・畳、廊下を吸塵する。
- ・床の間、机をぬれ拭き、もしくは乾拭き、木部は雑巾がけし、適宜洗剤等により拭き上げる。
- ・窓開け換気

#### ⑥ その他

- ・作業終了後、貴社の様式により作業完了報告書を本会に提出する。

### (3) 年次清掃業務

※ 作業時間は、午前8時30分から午後5時の間で作業完了までとする。

### ガラス清掃

#### ① 作業日

5月、10月の第2土曜日

※本会の行事等により、変更になる場合は別途協議

#### ② 作業場所

別紙「内訳表」のとおり

#### ③ 作業内容

- ・洗剤を用いて窓ガラス（両面）を拭き上げる。

#### ④ その他

- ・作業終了後、貴社の様式により作業完了報告書（作業写真を含む）を作成し、本会に提出する。

### 高所清掃

#### ① 作業日

10月の第2土曜日

※本会の行事等により、変更になる場合は別途協議

#### ② 作業場所

別紙「内訳表」のとおり

#### ③ 作業内容

- ・天井・壁面、自動販売機等、高所のクモの巣・チリ等の除去や汚れの拭きとりを行う。

### ワックス塗布及び剥離

#### ① 作業日

6月、11月の第2土曜日

※本会の行事等により、変更になる場合は別途協議

#### ② 作業場所

別紙「内訳表」のとおり

#### ③ 作業内容

- ・Pタイル、帯電防止タイル、長尺シートは、床面を洗剤によりポリッシャー洗いをし、樹脂ワックスを塗布し、ポリッシャー磨きをする。

- ・帯電防止タイルは、床面を洗剤によりポリッシャー洗いをし、帯電防止ワックスを塗布し、ポリッシャー磨きをする。

④ その他

- ・ワックス剥離は6月のみ実施する。

**カーペット洗浄**

① 作業日

9月の第4土曜日

※本会の行事等により、変更になる場合は別途協議

② 作業場所

別紙「内訳表」のとおり

③ 作業内容

- ・洗剤を用いて洗い上げる。

**貯水槽清掃及び消毒・飲料水水質検査**

① 作業日

9月の第2土曜日

※本会の行事等により、変更になる場合は別途協議

② 作業場所

別紙「内訳表」のとおり

③ 作業内容

- ・貯水槽の清掃及び消毒、飲料水の水質検査を行う。
- ・清掃及び消毒に当たっては、関係法令及び基準を遵守し実施する。
- ・水質検査については、一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物質（全有機炭素・過マンガン酸カリウム消費量）・PH値・味・臭気・色度・濁度・残留塩素について実施する。

④ その他

- ・作業終了後、貴社の様式により作業完了報告書（作業写真を含む）を作成し、本会に提出する。

**換気口清掃**

① 作業日

7月の第2土曜日

※本会の行事等により、変更になる場合は別途協議

② 作業場所

別紙「内訳表」のとおり

③ 作業内容

換気口を取り外し、洗剤を用いて清掃する。

④ その他

- ・作業終了後、貴社の様式により作業完了報告書（作業写真を含む）を作成し、本会に提出する。

## 5 事務担当者

〒420-0823 静岡市葵区春日2丁目1番27号

静岡県国民健康保険団体連合会 総務部 総務課 財務係 長谷川 剛士

TEL : 054-253-5530 (内線 513) FAX : 054-253-5507

## 6 その他

- (1) 受託者は清掃業務等で知り得た本会の業務内容・設備内容等・一切の事項を第三者に漏洩しない。
- (2) 受託者は清掃業務の実施にあたり、定められた作業日及び作業時間に業務を完了するために、十分な作業従事者を確保すること。
- (3) 受託者は定められた作業日時に業務が行えない又は完了しないと判断したときは、速やかに委託者と協議し、作業日時の調整を行うこと。
- (4) 受託者は、同一作業員の固定化に努め、同一人による作業ができない場合には、作業内容等の引継ぎを確実に行い、清掃業務に支障を来さないようにすること。
- (5) 清掃業務に必要な機械器具、資材、消耗品等（トイレットペーパー、手洗い石鹼及びゴミ袋は除く）はすべて受託者負担とする。  
ただし、清掃業務を行うために使用する電力及び用水は委託者が負担するものとする。
- (6) 使用する機械器具、資材、消耗品等については、衛生面に十分留意し、場所等によって専用のものを用いる。
- (7) 清掃業務実施中、建物、備品等、本会の資産に損傷を与えた場合は、速やかに委託者に連絡するとともに受注者の負担において原状回復すること。
- (8) 日常清掃の曜日は、静岡市可燃ゴミ収集曜日の為、変更された場合はその曜日とする。
- (9) 月次清掃業務の毎月第2・4土曜日で、本会の行事等により変更になる場合は協議し、日程を変更する。
- (10) 清掃業務中に経年劣化等により業務に支障等がある場合は報告する。  
(※ボルト等が歪み、締める事が出来ない。カーペット等が破損している等)
- (11) 作業スケジュールの詳細は、事務担当者と協議のうえ決定する。
- (12) この仕様書に定めのない事項については、事務担当者と協議のうえ決定する。